



第 3 6 号
二刷 20日 4円
大 菅 達 印
内 所 日 料
兼 刷 行 送
集 刷 行 6
朝 日 印 部
編 定 価 1 円



就任に際して

朝日町長 本村 本松

私はこんど選ばれて朝日町長に就任することになりました。

浅学非才のこととて町民の皆さまの御支援と御協力を得なければならぬので其の点よろしくお願い致します。

昭和二十九年町村合併の線に沿うて朝日町も一応町体制が整いました其の上町長、前町議各位の御配慮と御努力によりまして日々生長しつゝありますことは町民各位と共に深甚なる敬意を表し、其の功績に対し感謝申し上げる次第であります。

朝日町に生れ朝日町によつて育きました私は実に長い歲月朝日町のお世話になったものです。今更思いを新に感激入りのものがあります。

惟え、二十四年間余にわたる教員生活は、子供達への教育に専念していたとは言へ終戦前のごとき沢山の校下の人達にお世話になり御迷惑を掛けて参りました。其して悲慘な戦争の終結は精神的にも大きな衝撃を享けたので方向転換をせざるを得ない状態に追い込まれて、昭和二十一年七月泊町助役に選任され私なり

に一生懸命に働かせて貰つたものであります。

そして私が勤めることになった期間は二期七ヶ年間に過ぎなかつたが敗れた日本の国としての再建は地方自治団体にとつても出直しの形で、至極急激な変化と其に相当する仕事

が次々と処理を要する段階であつたに、二六時中殆ど寸暇もなく健康が取り柄でやり甲斐のある時代でもありません。

私の過去に於て此程緊張して力一杯働いたことがなかつたと思ひます此の経験が今度の出馬する決意を固めるに至つた原因にもなつたのであります。

私はいつも一期一会と言う気持ちで人生行路を歩み続けて参りました。常に悔いなき心持で働いて居り其こそ一生に一度の機会だと言ふ考え方は私に真剣さと全精力を傾注させた訳であります。

其して昭和二十七年三月泊町助役を辞めましたが其から七年間私は少なからず周囲の人達の親切なお世話になつてしみてゝと其の有難さに感激させられました。

こんど町長と云う役を引受けることになりましたが、町長と云うのは決して地位の高いものではなくて、町民の身になつて町民のお世話をする忠実な公僕だと私は考えています。私は町民の多数の方の希望を生かし一人でも多くの町民の方のしあわせになる様にお世話をするために、私の過去の経験を生かして常日頃念願していました施策を実行に移したいと思つています。

なんと申しまして泊を中心とした朝日町の都市形態を整えることが第一の基本であつて将来の黒東建設の基盤ともなる筈であります。

特に力を注ぐ点では朝日町世帯の三分の二近い世帯を占める農林業に重点的に考慮をはらつて、其の振興を図り更に中小企業の育成につとめ民間工場の誘致や、電源開発に尽力するのは勿論のこと、教育尊重も朝日町が将来発展するために当然考慮を要する問題であります。

更に又従来の町財政の建て方にしまして、町村合併後の旧町村の起債処置のため消極的な点にのみ踏み止まつていた嫌いなきしめもあらざる感があり、此を積極的財政へ切り替えて活気ある活発な町政活動へ一歩前進したいと考えています。

以上の諸問題解決のためには全町民各位の深い理解と、その実現達成のためには絶大な御力添えをお願いせねばなりません。明瞭な町づくりに町風刷新のためにも格別の御協力ををお願いする次第であります。

最後に近く第十三回国民体育大会が県下で開催され、皆さんの御熱意によつて小丸山グラウンドで準硬式野球大会が実施される運びになつていますので、日本の全土から選拔された選手各位を迎えらるゝと共に、応援のために来町される多数の朝日町に於けるお客さんに対して、物心両面からなる歓迎に留意せられて、よい印象を与え観光都市として将来に伸びる道への関心を昂めて欲しいものです。

町長、町議の当選者氏名

町長	本村 本松 (荒川)	清水 伝平 (金山)
町議	近藤 栄之助 (桜町)	岩谷 健次 (宮崎)
	下 沢 三 郎 (東草野)	米 田 吉 二 (東草野)
	松 原 茂 (蛭谷)	浜 田 豊 次 郎 (草野)
	上 沢 源 次 (平柳)	小 林 邦 司 (笹川)
	酒 井 栄 (山崎新)	狩 谷 常 作 (月山)
	小 坂 満 (横尾)	水 島 長 作 (境)
	金 森 栄 松 (下山新)	大 橋 米 太 郎 (荒川)
	藤 田 二 之 次 郎 (三枚橋)	大 村 房 次 (沼保)
	坂 口 良 造 (南保)	九 里 留 作 (山崎)
	柚 木 文 次 (泊)	上 島 栄 作 (沼保)
	川 瀬 袖 次 郎 (下野)	渡 辺 秋 男 (境)
		山 本 豊 太 (山崎)

基本選挙人名簿の調製は

九月十五日現在

本年も基本選挙人名簿の調製期日がやつてまいりました。

近く各戸に有資格者調査カードを配付いたしますから漏れなく記入の上役場又は支所に期日まで提出して下さい。(提出期日九月二十日)

特に明年は、県議会議員及び参議院議員選挙が執行されますから一人も脱漏のないようお願いいたします名簿に登録されることが選挙権行使の重要な要件であります。

基本選挙人名簿に登録すべき者九月十五日に、朝日町に住所を有する者で次の各号の要件を併せ具備する者

(1)日本国民

(2)十二月二十日において年令満二十才以上の者(昭和十三年十二月二十一日以前に生れた者)

(3)九月十五日まで引続き三ヵ月以來当町に住所を有する者

◎学生は、下宿先寮において登録すること、但し通学者を除く

◎会社等に勤務する者も特別の事情ない限り勤務地に住所を有するものである。(通勤者は除く)



朝日町国体は

みなさんの力で

国体会場小丸山公園グラウンド整備工事(請負者藤田建設)見事完成す。観光朝日町の一翼を担う小丸山公園グラウンドは国体野球会場として、みなさんの絶大な御協力により今春以来整備工事を施工して居りましたが、排水整備の見事さと風景優雅を誇るグラウンドは水陸体育文化と観光朝日町に躍動することを信じます。

みなさんの御来場を御待ちして居ります。尚諸設備は不十分で御座いますので一段とみなさんの御協力を賜わりたくお願い申し上げます。

みなさんにお願ひした国体募金一七〇万円に対し七月末日現在一二万円の成績一段の御協力を賜わりたい。

写真改装なつた小丸山公園グラウンド

国体準硬式野球

富山県第一次予選

国体準硬式野球の富山県第一次予選はやがて国体会場になるべき拡張、改装工事のなつた小丸山球場において八月二十二日午前十時から開催された。地元朝日クラブも出場することゝ多数の応援もくりこんだ。

第一試合

朝日クラブ 6 - 4 入善クラブ

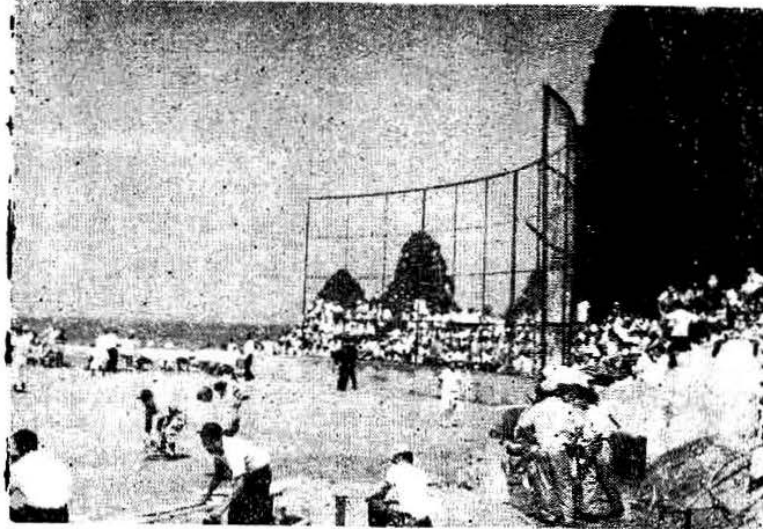
第二試合

氷見中央クラブ 11 - 1 不二越東富山

第三試合

氷見中央クラブ 5 - 2 朝日クラブ

富山県第二次予選は来る九月七日に小丸山球場において行われることになつてゐる。なお第二次予選には氷見中央クラブ、朝日クラブも出場する。



国体準硬式県第一次予選

朝日クラブメンバー

監督	橋 益永	二塁	居波雄一、下山勝弘
コーチ	野末源太郎	三塁	月山 敏、居波雄一
主 将	佐々木孝久	遊撃	木村正嗣、斎藤孝一
投手	広田岩雄、斎藤孝一	左翼	佐々木孝久、松原 清
捕手	愛場 博	中堅	浅岡芳樹、東 善作
	郁夫、山上一夫	右翼	土肥孝信
一塁	長井勝造、中沢一雄		魚津憲一、柳下康浩、中陣将夫

朝日町農業委員会の選任委員異動

「農業委員会等に関する法律」第十二条並びに第十五条により農協、共済の理事改選に伴い朝日町農業委員会の選任による委員が次の通り更迭になつた。

区 別	現任までの委員	新しく推薦された委員
南保農業協同組合	近藤弥右エ門 農政委員	大森 勇 造 農政委員
大家庄農業協同組合	弓 野 茂 農政委員	坂口 健 治 農政委員
五箇庄農業協同組合	山田 才 太郎 農政委員	窪田 関 松 農政委員
五箇庄農業共済組合	吉井 健 治 農政委員	西田 順 太郎 農政委員

備考 坂口良造は農業改良を農政に変更

朝日町農業委員会の一箇年間取扱い件数

朝日町農業委員会は去る七月二十九日が発足満一周年でこの一年間に取扱つた件数は次の通りである。

●農地法第三条関係(所有権移転)

自作地 無償(贈与) 三三件 一〇・六
有償(売買) 一九九件 一五・三

小作地売買 一〇四件 六・九

計 三三六件 三二・八

●農地法第四条関係(所有権移転しない宅地等の農地以外の土地に地目変換する農地) 四六件 一町二反

●農地法第五条関係(所有権移転の件) 宅地等の農地以外の土地に地目変換する農地) 四六件 一町二反

目変換する農地) 六八件 一町三反
●農地法第二十条関係(小作地の返還) 二件(取下げ一件) 未解決一件

●自作農維持創設資金貸付関係 申請件数一五件 二、七九五円
認定件数九件 一、六〇〇千円

●農地の紛争調整 一五件(内解決済み一〇件)

「おねがい」

農耕地の申告について

農地法第八十四条の規定にもとづき農業委員会は毎年八月一日現在の小作地及び所有地の状況を調査することになつてゐますので申告書はもれなく農業委員会又は支所に出して下さい。

印紙税と受取書について

印紙税は自分の作った証書や帳簿に自分が印紙をはって納める税金ですが、印紙をはらなかつたり、せつかく貼つても消印してなかつたりすると、故意であれ、不注意であれ三万円以下の罰金に処せられます。ですから僅か十円の印紙を貼り忘れて三万円も罰金をとられるなどつまらない事例が未だに少なくなく、昨年の四月から今年の三月までの印紙税法の違反件数は六万二千件で罰金は三十四万四千元に上っております(全国)商取引において受取書(領収書)は、一般によく使用される証書ですが、これがまた印紙税法上最も間違ひの多い証書です。ことに店員が取引先で集金した際に、請求書等の余白に「相落」「入金」「領収」等と

昭和三十三年第一期分

個人事業税の納付について

◎八月三十一日は個人事業税第一期分の納期限です。いつものことながら納期が迫ると混雑するので早めに納税して下さい。

◎万一早めに納められない方は八月三十一日が日曜日であるので九月一日に納められても延滞金はかかりません。

◎いままではうつかり日を忘れていて納期限後に納税するため、延滞金や延滞加算金をたくさん納めなければならぬことになる人が多かつたのですが今年こそ全員そろつて納期限内に完納するようつとめましょう。

◎なお当地区は次のように臨時納税相談所及び臨時納税取扱所を開設し

書いたものに印紙の貼つてない場合が多いので、受取書を書く方も貰う方もお互いによく注意して下さい。なお、そのほか次の諸点についても充分気を付けて下さい。

(一)「仮証」とか「仮領収書」とかと称して受取の事実を記載したもので受取事実を証明するものは受取書として印紙税の対象となります。

(二)同じ内容の受取書を数枚作った場合も、それぞれ別個の受取書として課税されます。

(三)受取書とは金銭の領収書だけでなく、物品や有価証券等の受取者も含まれます。

(四)受取書は記載金額三千円以上のもに十円課税されます。

て皆さんの便宜をはかることにしましたから御利用して下さい。

日時 八月二十九日(午前十時から三十日(午後二時まで)

場所 朝日町役場

(県税事務所)

催物と入場税について

入場税について

青年団、婦人会、未亡人会、文化団体などの主催で、映画会や音楽会や講演会を催す場合、入場料、会場整理費等を徴収する場合は勿論のこと領収しなくとも入場税が課税される場合がありますから必ず事前に税務署(間税課消費税係)へ問合せ下さい。

朝日町道路占用料条例

(目的)

第一条 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。)第三十九条第二項の規定に基づき、同法第三十二条及び第三十五条の規定により朝日町が管理する道路(以下「道路」という。)を占用する者(以下「占用者」という。)が納入すべき占用料の額及び徴収の方法について定めることを目的とする。

(占用料)

第二条 占用料の額は別表のとおりとする。

(占用料の減免)

第三条 町長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、占用料を減免することができる。

一、法第三十九条第二項但書の規定に該当する事業又は地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六條第一項に規定する公営企業のため占用するとき。

二、公衆の用に供する軌道、電気ガス、水道又は下水道の事業のために占用するとき。

三、雨水又は汚水を溝等に排泄するために必要な排水管理設のために占用するとき。

四、水管又はガス管の各戸引込管の設置のために占用するとき。

五、前各号の外、町長が特に必要があると認めたとき。

(算定の方法)

第四条 占用の期間が一年に満たないときは月割とし、一ヶ月に満たないものは一ヶ月とする。

たないものは一ヶ月とする。

2 占用面積一平方メートルに満たない端数は一平方メートルに、長さ一米に満たない端数は一米に切り上げる。

(納入の方法)

第五条 占用料は、納入告知書により許可の日又は協議が成立した日から二十日以内に当該会計年度分を納め、翌会計年度以降の分については、各会計年度毎に当該会計年度の五月三十一日までに納めなければならない。

2 占用の期間が一ヶ月未満で翌会計年度にわたるときは翌会計年度の分は、納入を要しない。

(返還)

第六条 既に納めた占用料は返還しない。但し、町長は次の各号の一に該当する場合は、占用者の申請により占用の許可を取り消し、又は占用できなくなつた日の属する翌月以降の分を返還することができる。

一、法第七十一条第二項の規定により許可を取り消した場合

二、天災地変その他占用者の責に帰することのできない事由により、占用できなくなつた場合

(延滞金)

第七条 町長は占用料を納期限までに納めない者に対して納期限の翌日から納めた日までの期間に応じ延滞金を徴収する。

2 延滞金の額は、占用料が百円以上であるときは、百円(百円未満の端数は切り捨てる。)につき一日四銭の割合を乗じた額とする。

する。但し延滞金の額が十円未満であるときは徴収しない。

(督促及び手数料)

第八条 町長は、占用料を納期限までに納めない者に対し、納期限後二十日以内に督促状を発しななければならない。

2 督促状に指定すべき納期限は、督促状を発した日から十五日経過した日とする。

3 第一項の規定により督促状を発したときは、督促手数料を徴収する。

4 督促手数料の額は、督促状一通につき十五円とする。

(細則)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は町長が定める。

附則

1 この条例は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この条例施行前の占用者にかかる占用料については第五条に規定する(許可の日又は協議の成立した日)とあるを、昭和三十三年四月一日と読替えて適用するものとする。

お詫び

町長、町議の選挙、国体準硬式野球富山県第一次予選などの掲載関係上八月号の遅延しましたことをおわび致します。

昭和32年度

下新川郡朝日町歳入歳出決算

7月24日提案 7月31日原案承認

歳 入

△印は減額を示す

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算現額に比 し増減	決算合計 100分比
① 町 税	70,139,573	76,840,606	72,949,672	3,890,934	2,810,099	59.95
② 地方交付税	22,755,000	22,755,000	22,755,000	0	0	18.70
③ 公営企業及財産収入	11,000	0	0	0	11,000	0
④ 分担金及負担金	100	0	0	0	100	0
⑤ 使用料及手数料	3,371,500	3,407,545	3,407,545	0	36,045	2.80
⑥ 国庫支出額	10,680,366	10,438,476	10,438,476	0	241,890	8.58
⑦ 国庫支出金	2,782,088	2,797,432	2,797,432	0	15,344	2.30
⑧ 寄附金	1,856,650	1,783,504	1,783,504	0	73,146	1.47
⑨ 繰越金	100	0	0	0	100	0
⑩ 雑収入	1,074,382	1,060,775	1,060,775	0	13,607	0.87
⑪ 町 債	6,490,000	6,490,000	6,490,000	0	0	5.33
歳入合計	119,160,759	125,573,338	121,682,404	3,890,934	2,521,645	100

歳 出

款	予算額	予備費支出額	予算現額	支出済額	不用額	決算合計 100分比
① 議会費	1,500,500	0	1,500,500	1,426,511	73,989	1.20
② 役場費	19,391,616	52,089	19,443,705	19,438,981	4,724	16.38
③ 消防費	4,813,685	40,000	4,853,685	4,822,065	31,620	4.06
④ 土木費	6,714,773	26,916	6,741,689	6,721,812	19,877	5.66
⑤ 教育費	28,161,243	131,695	28,292,938	28,261,265	31,673	23.81
⑥ 社会及労働施設費	11,131,360	0	11,131,360	11,060,561	70,799	9.32
⑦ 保険衛生費	1,046,794	0	1,046,794	1,016,342	30,452	0.86
⑧ 産業経済費	12,463,323	402,908	12,866,231	12,747,102	119,129	10.74
⑨ 財産費	491,620	2,039	493,659	477,267	16,392	0.40
⑩ 統計費	148,340	0	148,340	147,748	592	0.12
⑪ 選挙費	126,920	0	126,920	110,422	16,498	0.09
⑫ 公債費	15,166,040	20,746	15,186,786	15,186,786	0	12.80
⑬ 諸支出金費	16,996,883	328,133	17,325,016	17,280,054	44,962	14.56
⑭ 予備費	1,007,662	1,004,526	3,136	0	3,136	0
歳出合計	119,160,759	0	119,160,759	118,696,916	463,843	100

歳入歳出差引残金 2,985,488円 翌年度へ繰越

昭和32年度

朝日町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

歳 入

△印は減を示す

款	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算現額に比 し増減	決算合計 100分比
① 町税 国民健康保険税	8,795,700	9,227,828	8,658,372	569,456	137,328	52.96
② 財産収入	100	0	0	0	100	0
③ 使用料及び手数料	7,000	50,820	50,820	0	43,820	0.31
④ 国庫支出金	6,006,498	5,984,688	5,984,688	0	21,810	36.61
⑤ 国庫支出金	95,000	98,788	98,788	0	3,788	0.60
⑥ 繰入金	800,000	800,000	800,000	0	0	4.89
⑦ 繰越金	658,900	658,913	658,913	0	13	4.03
⑧ 雑収入	12,100	97,186	97,186	0	85,086	0.59
歳入合計	16,375,298	16,918,223	16,348,767	569,456	26,531	100

歳 出

款	予算額	予備費支出額	予算現額	支出済額	不用額	決算合計 100分比
① 役場費	1,674,400	9,759	1,684,159	1,642,542	41,617	11.26
② 保険給付費	12,036,000	23,443	12,059,443	11,791,409	268,034	80.82
③ 保険施設費	631,050	8,342	639,392	636,091	3,301	4.36
④ 趣旨普及費	8,000	0	8,000	3,955	4,045	0.03
⑤ 財産費	300,070	0	300,070	300,000	70	2.06
⑥ 公債費	50,000	0	50,000	0	50,000	0
⑦ 諸支出金	314,000	0	314,000	215,782	98,218	1.47
⑧ 予催費	1,361,778	41,544	1,320,234	0	1,320,234	0
歳出合計	16,375,298	0	16,375,298	14,589,779	1,785,519	100

歳入歳出差引残金 1,758,988円 翌年度へ繰越